

令和3年11月25日

専決処分の報告について

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので，同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 11 月 25 日提出

鈴鹿市長 末松 則子

専決処分事項

鈴鹿市農業集落排水処理施設条例等の一部改正

専 決 処 分 書

鈴鹿市農業集落排水処理施設条例等の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年11月15日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市農業集落排水処理施設条例等の一部を改正する条例

（ 別 紙 ）

理 由

地方自治法の一部改正に伴い、必然的に改正を要する規定を整理するため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

鈴鹿市条例第 2 1 号

鈴鹿市農業集落排水処理施設条例等の一部を改正する条例

(鈴鹿市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第 1 条 鈴鹿市農業集落排水処理施設条例（平成 5 年鈴鹿市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(使用料の徴収) 第12条 略 2 使用料は、2月ごとに納入通知書、口座振替、集金又は地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第231条の2の3第1項</u> に規定する <u>指定納付受託者</u> による納付の方法により徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、毎月又は随時に使用料を徴収することができる。 3 略	(使用料の徴収) 第12条 略 2 使用料は、2月ごとに納入通知書、口座振替、集金又は地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第231条の2第6項</u> に規定する <u>指定代理納付者</u> による納付の方法により徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、毎月又は随時に使用料を徴収することができる。 3 略

(鈴鹿市公共下水道条例の一部改正)

第 2 条 鈴鹿市公共下水道条例（平成 7 年鈴鹿市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

<p>(使用料の徴収)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 使用料は，2使用月ごとに納入通知書，口座振替，集金又は地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第231条の2の3第1項</u>に規定する<u>指定納付受託者</u>による納付の方法により徴収する。ただし，管理者が必要と認めたときは，毎使用月又は随時に徴収することができる。</p> <p>3・4 略</p>	<p>(使用料の徴収)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 使用料は，2使用月ごとに納入通知書，口座振替，集金又は地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第231条の2第6項</u>に規定する<u>指定代理納付者</u>による納付の方法により徴収する。ただし，管理者が必要と認めたときは，毎使用月又は随時に徴収することができる。</p> <p>3・4 略</p>
---	---

(鈴鹿市水道事業給水条例の一部改正)

第3条 鈴鹿市水道事業給水条例（平成9年鈴鹿市条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(料金の徴収)</p> <p>第28条 料金は，2月ごとに納入通知書，口座振替，集金又は地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第231条の2の3第1項</u>に規定する<u>指定納付受託者</u>による納付の方法により徴収する。ただし，管理者が必要と認めたときは，毎月又は随時に徴収することができる。</p>	<p>(料金の徴収)</p> <p>第28条 料金は，2月ごとに納入通知書，口座振替，集金又は地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第231条の2第6項</u>に規定する<u>指定代理納付者</u>による納付の方法により徴収する。ただし，管理者が必要と認めたときは，毎月又は随時に徴収することができる。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は，令和4年1月4日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日において現に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法

律第7号)第6条の規定による改正前の地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定による指定を受けている者に対する改正後の鈴鹿市農業集落排水処理施設条例第12条第2項,鈴鹿市公共下水道条例第17条第2項及び鈴鹿市水道事業給水条例第28条の規定の適用については,令和5年3月31日までの間は,なお従前の例による。